

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより



第55号（2021年7月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、
定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業の理解や周知に繋がれば幸いです。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

緊急小口資金等の特例貸付の受付期間が延長されました

個人向け緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付については、令和3年6月末までと
していた申請の受付期間について、同年8月末まで延長されました

【初回貸付、再貸付】は令和3年8月末まで、総合支援資金【延長貸付】は従来通り令
和3年6月末までとなっております。

詳細は、多久市生活自立支援センターまでお尋ねください。

対象世帯：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少
があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付利子等：無利子、保証人無

【緊急小口資金】（一時的な資金が必要な方〔主に休業された方〕）

貸付上限額：学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内

【総合支援資金】（生活の立て直しが必要な方〔主に失業された方等〕）

貸付上限額：（二世帯以上）月20万円以内
（単身世帯）月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

※この特例貸付制度は、償還時において、なお所得の減少が続く**住民税非課税世帯**
の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配
慮されています。

★特例貸付申込み期限…8月末日まで



詳細については、当センターへお問い合わせください。また、センター
相談員が自宅訪問もしておりますので、お気軽にご相談ください。

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）

【TEL】0952-75-3593

【FAX】0952-75-6590

【相談時間】8:30～17:00

※休み…土・日・祝・年末年始

北島（主任相談支援員）・安藤（家計改善支援員）・小野原（就労準備支援員）

文責：北島（主任相談支援員）